

公益財団法人 地方自治総合研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人地方自治総合研究所（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本財団は、地方自治にかかわって、内外の政治・経済・社会・労働・文化等の問題に関して調査研究し、国・地方にわたる行財政制度改革のための提言を行い、もって自治制度研究の発展に貢献するとともに、市民による地方自治の確立と地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治に関する調査・研究
- (2) 前号の調査・研究に基づく国民的視点に立った政策提言
- (3) 地方自治に関する情報・資料の収集及び提供
- (4) 地方自治に関するシンポジウム等の開催
- (5) 地方自治に関する国際的な研究交流
- (6) 前各号に関する図書、紙誌等の刊行
- (7) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告方法)

第5条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本財団の目的である第4条に規定する事業を行うために不可欠な別表の財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 理事長は、基本財産について、その適正な維持管理に努めなければならない。

2 本財団の事業遂行上やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会及び理事会において決議について特別の利害関係を有する評議員及び理事を除く評議員及び理事現在数の3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」とする。）については、毎事業年度開始前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 理事長は、前項に規定する事業計画書及び収支予算書等を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項第3号から第6号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を得なければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第11条** 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合にあっても、前項と同様な手続を経なければならない。

(会計の原則)

- 第12条** 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

- 第13条** 本財団の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

- 第14条** 本財団に、評議員7人以上12人以内を置く。

(選任及び解任)

- 第15条** 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任 期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第17条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第2節 評議員会

(構 成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第19条 評議員会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定めた事項に限り、決議をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第21条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要としたとき。

(2) 評議員から、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招 集)

第21条 評議員会は、前条第3項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定に基づく請求があったときは、その日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。

3 理事長（前条第3項第2号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 理事長（前条第3項第2号の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的な方法により通知を発することができる。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第23条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について特別の利害関係を有する評議員を除く者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(評議員会規則)

第28条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第4章 役 員

(種類及び定数)

第29条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上12人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、3人以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者又はこれに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に変更の登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長及び常務理事の権限は、理事会の決議を経て定める職務権限規定によるものとする。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況を監査すること。

- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

- 第33条** 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の終了の時までとする。
 - 5 この定款で定めた役員（理事及び監事をいう。）の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第34条** 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事の報酬等の額は、評議員会の決議によって定める。その支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

- 2 監事は、無報酬とする。
- 3 理事及び監事にはその職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

(顧問及び参与)

第36条 本財団には、顧問及び参与をそれぞれ6人以内置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、本財団に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

第5章 理 事 会

(構 成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第38条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本財団の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、事業年度毎に11月又は12月及び翌年9月に開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (4) 第32条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は、同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招 集)

- 第40条** 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の承諾があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第41条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第42条** 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

- 第43条** 理事会の決議は、この定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

- 第44条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第47条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第15条についても適用する。
- 3 前2項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第49条 本財団は、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 本財団は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、同法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、本財団と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第53条 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て、任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第54条 本財団の主たる事務所には、常時次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めのあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書等
- (4) 事業報告書及び計算書類等
- (5) 財産目録
- (6) 監査報告書
- (7) 評議員会及び理事会の議事録
- (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て定める情報公開規則によるものとする。

第8章 情報開示等

(情報開示等)

第55条 本財団は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第9章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この定款の一部変更は、2025年12月9日から施行する。

- 2 本財団の最初の代表理事は、北岡勝征とする。

- 3 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

江野本 啓子 鎌田 司 金田 文夫 上林 得郎 坪郷 實

徳茂 万知子 中邨 章 人見 剛 堀越 栄子 村上 順

- 4 一般社団及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業の年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別 表 基本財産（第6条関係）

基本財産は、3億円とする。

原則として、預金、国債、地方債で運用するものとする。なお、既発債を購入する場合は、会計処理

の関係で3億円を増減する場合がある。

財産種別	物量等
預金	200,000,000円
投資有価証券	利付国債 100,000,000円